

破産免責を受けた担保不動産競売の債務者の相続人は、当該競売の買受人となることができるとした事例

【文献種別】 決定／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和3年6月21日

【事件番号】 令和3年（許）第7号

【事件名】 売却不許可決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件

【裁判結果】 破棄自判

【参照法令】 民事執行法 68条・71条2項・188条、破産法 253条1項

【掲載誌】 裁時 1770号 21頁

◆ LEX/DB 文献番号 25571597

駒澤大学准教授 岡田好弘

事実の概要

平成25年12月27日、横浜地方裁判所は、Aが所有する本件不動産について、同人を債務者とする根抵当権の実行として、担保不動産競売開始決定をした。平成26年6月18日、Aは横浜地方裁判所から破産手続開始決定を受け、同年9月18日異時廃止により終了。Aは、横浜地方裁判所から免責許可決定を受けた。平成27年2月23日、Aは死亡。本件抗告人Xは、Aの子であり、相続人として、同人の債務を承継した。

Xは、令和2年11月の本件競売手続において、最高値買受申出人となった。横浜地方裁判所は「本件最高値買受申出人は、別紙物件目録記載の不動産を買受ける資格を有しないから、売却不許可事由がある」として、売却を不許可とした。

Xは、本件競売手続における被担保債権がAの破産手続において免責の対象となっていることから、当該債務を承継しておらず、買受けの申出が禁止される債務者（民事執行法188条、68条）に当たらないと主張し、抗告した。

令和3年2月9日、東京高等裁判所は、「担保不動産競売手続の債務者が免責許可決定を受け、被担保債権に免責の効力が及ぶとしても、債権者において債務者に対し履行を請求してその強制的実現を得ることができなくなるにとどまり、債権自体が消滅するものではないと解されるから、債務者の相続人が当該債務を承継しないとは解されず、抗告人は、本件競売手続における債務者の地

位を承継するというべきである。なお、抗告人は、抵当不動産の第三取得者や物上保証人たる所有者は買受けの申出をすることができる旨指摘するが、これらは競売手続における債務者の地位を有する者ではないから、債務者の相続人としてその地位を承継する者と同視することはできない。」として、抗告を棄却した。これに対し、Xが許可抗告を申し立てたのが本件である。

決定の趣旨

破棄自判。

「2 原審は、担保不動産競売の債務者が免責許可の決定を受け、同競売の基礎となった担保権の被担保債権が上記決定の効力を受ける場合であっても、当該債務者の相続人は法188条において準用する法68条にいう『債務者』に当たると判断し、上記の売却不許可事由があるとして、抗告人の執行抗告を棄却した。

3 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

法188条において準用する法68条によれば、担保不動産競売において、債務者は買受けの申出をすることができないとされている。これは、担保不動産競売において、債務者は、同競売の基礎となった担保権の被担保債権の全部について弁済をする責任を負っており、その弁済をすれば目的不動産の売却を免れ得るのであるから、目的不動産の買受けよりも被担保債権の弁済を優先すべき

であるし、債務者による買受けを認めたとしても売却代金の配当等により被担保債権の全部が消滅しないのであれば、当該不動産について同一の債権の債権者の申立てにより更に強制競売が行われ得るため、債務者に買受けの申出を認める必要性に乏しく、また、被担保債権の弁済を怠り、担保権を実行されるに至った債務者については、代金不納付により競売手続の進行を阻害するおそれが典型的に高いと考えられることによるものと解される。

しかし、担保不動産競売の債務者が免責許可の決定を受け、同競売の基礎となった担保権の被担保債権が上記決定の効力を受ける場合には、当該債務者の相続人は被担保債権を弁済する責任を負わず、債権者がその強制的実現を図ることもできなくなるから、上記相続人に対して目的不動産の買受けよりも被担保債権の弁済を優先すべきであるとはいえないし、上記相続人に買受けを認めたとしても同一の債権の債権者の申立てにより更に強制競売が行われることはなく、上記相続人に買受けの申出を認める必要性に乏しいとはいえない。また、上記相続人については、代金不納付により競売手続の進行を阻害するおそれが典型的に高いとも考えられない。

そうすると、上記の場合、上記相続人は、法188条において準用する法68条にいう『債務者』に当たらないと解するのが相当である。」

判例の解説

一はじめに

本件は、不動産に設定された根抵当権の被担保債権の実行に伴う不動産競売に際して、債務を承継した相続人が入札したが、執行法188条が準用する68条において入札が禁止される「債務者」であるとして売却不許可決定を受けたところ、被相続人は生前に破産免責決定を受けているので当該債務の弁済義務はなく、「債務者」には当たらないとして争われた事案である。

なお、本件競売の実施に伴い執行官により令和2年に作成された現況調査書によれば、競売の時点で、被相続人亡Aの妻・長女・長男・次男のうち、相続放棄をした次男以外が相続人であり、当該不動産には、被相続人の妻と長女が居住していた模様である。この相続人のうち誰が本件の原告人X

であるかは、公開された決定文等からは判然としない。また、初回の競売開始決定が平成25年であるにも関わらず、本件の期間入札の実施および売却不許可決定は、およそ8年後の令和2年であるが、このような期間が経過した事由も明らかではない。

二 競売不動産の買受人の制限

金銭執行および担保権の実行としての不動産競売において、民事執行法は71条各号に売却を不許可にすべき事由を列挙し、2号に「不動産を買い受ける資格もしくは能力を有しない」と規定し、この「資格」とは68条の「債務者」に該当することを指す。68条は「債務者は、買受けの申出をすることができない」として、執行債務者の競売への参加を禁止し、買受人となれないことを規定する。

旧法である競売法においては、債務者の買受申出を禁止する規定はなかったがこの点について議論はあった。競売における売却の性質を私法上の売買と見る「私法説」の立場では、競売の売り主が債務者であるとすれば、債務者が自己競落する場合には自己のものを自己で買い受けることになり売買が成立しないので、債務者の買受けは許されないこととなる。これに対し、競売は国家機関による目的不動産の換価という公法上の処分であるとする「公法説」の立場では、債務者が買受人となれるかどうかは競売の法的性質から導き出されるのではなく、政策の問題であるとする。

現行民事執行法68条は、債務者の買受申出を許さないとした旧法下の実務¹⁾を踏襲している。その趣旨は、①債務者が買受人となると、強制競売で差押債権者の債権が完済されない場合には、同じ不動産に再度強制執行ができることになり、手続が複雑になる。②債務者に買い受けるだけの資力があるのなら弁済すべきである。③債務者に買受申出を認めると代金不納付を招くおそれがある、などの政策的考慮にあるとされる²⁾。

外国法の例を若干挙げておくと、ドイツ法においては、債務者の競売申出は禁止されず、債権者から要求があったときには請求権を満す額の担保を提供しなければならないとしている³⁾。オーストリア法においては、債務者もその代理人も競売申出をすることができない⁴⁾。外国の例によっても債務者の買受申出の制限は様々であり、各国

の政策的配慮のもとに基づいているものと思われる。

三 民事執行法 68 条「債務者」の範囲

執行債務者が実体法上の債務者と同一である場合には、当然に 68 条に該当するが⁵⁾、執行債務者の親族による買受申出は、当然には禁止されない⁶⁾。連帯債務者も、買受申出可能である⁷⁾。

保証人は買受可能であるが、連帯保証人については、見解が分かれる⁸⁾。物上保証人は、買受申出資格が認められる⁹⁾。本件上告人も、抗告理由書において競売に参加できる例として物上保証人を挙げ、本件 X の立場が物上保証人と類似しており買受可能であると主張している。

抵当権が付着した状態のまま取得した第三取得者は、不動産の所有者ではあるが、競売の買受人となることができる（民法 390 条）。本件 X も根抵当権が付着した状態で相続をしたことから、第三取得者に類似した立場であるともいえる。X が抗告理由書の中で本条を引用したのも、そのような趣旨であろう。

限定承認した相続人は、人的無制限責任を負わないので（民 922）、買受申出を認めてよい¹⁰⁾。民法 932 条但し書きにより、限定承認をした相続人は弁済のために売却する場合には、競売をする義務があるが、この形式競売に限定承認相続人が参加できるかどうかについては、議論が分かれている¹¹⁾。相続放棄した者は、買受申出をすることができると思われる。

相続放棄や限定承認をしなかった相続人は、相続財産について負債も含めて責任を負うので、当該不動産が強制競売に付された場合には、本条にいう「債務者」に該当し、買受申出はできないことになる。ただし、遺産分割協議によって所有者とならなかった相続人は、当該不動産が強制競売で買受申出が可能である。

四 破産法による免責決定があった場合

本件では、相続が発生する前に、被相続人である債務者本人 A が破産し、当該債務について免責を受けていることから、相続人がどのような影響を受けるかが問題となる。

破産法 253 条の「責任を免れる」の意義については、①債務そのものが消滅とする見解（消滅説）、②残債務については自然債務になるとす

る通説的見解（自然債務説）がある¹²⁾。

破産法 253 条 1 項の但し書き以下には非免責債権が列挙されているが、相続人等については規定がない。

2 項は、保証人に対する効力である。免責の効力は破産者の保証人および破産者とともに債務を負担する者に対して破産債権者が有する権利や、破産者以外の者が破産債権者のために提供した担保には、及ばないものとされている¹³⁾。免責制度は、破産者の経済的再起・更生を可能とすることを目的とするものであるため、破産者のために保証債務を負担した者（保証人）の保証債務や、破産者とともに債務を負担する者（共同債務者）の負担する債務について、その責任を免れさせるものではなく、その必要性もないと考えられる。また、破産者の負担する債務を担保するために、破産者以外の第三者が提供した担保（物上保証）についても、同様であると考えられる。

別除権とされる担保等は、債務者の無資力に備えてその弁済の確保のためのものとして設定されるので、当該債務者が破産するに至ったときにも、別除権の対象となった権利に免責の効果は及ばない。本決定の競売手続も目的不動産に設定された根抵当の実行が発端となっている。

五 本件決定について

原々審横浜地決令 2・12・21 は、「債務について、本件最高価買受申出人が相続したことが認められる。」として、本件相続人 X の買受人資格を否定し、売却を不許可とした。買受申出人が売却決定よりも前もって債務者が破産免責を受けているなどの事情を申し立てる機会はないから、横浜地裁執行裁判所が所有者について破産免責決定があったことを考慮せずに買受不許可の決定をしたとも考えられる。

原審東京高決令 3・2・9 は「債権自体が消滅するものではない」との判文から、免責後の債権の効力について、消滅説ではなく、自然債務説をとったと思われる。自然債務を相続した以上は債務者であるということになるが、そもそも自然債務が相続の対象になるのか。相続の対象になるとしても、自然債務には執行力が認められない以上、将来的に執行法上の債務者とする必然性はないのではないか。

本件最高裁決定は、「担保不動産競売の債務者

が免責許可の決定を受け、同競売の基礎となった担保権の被担保債権が上記決定の効力を受ける場合には、当該債務者の相続人は被担保債権を弁済する責任を負わず」として、本件相続人に弁済の責任がないことを理由として、当該相続人も買受可能であるとして高裁に差し戻した。免責により債務の効力は消滅し、承継されず、相続人といえども68条にいう「債務者」には該当しないとした。これまで、明文の規定も、学説上の議論もなかった「免責後の相続人の買受資格」について、最高裁の判例を示したものである。

六 まとめ

我が国において、債務者が自己破産による免責決定という法技術を多用するようになったのは、この20年来のことである。執行法立法当時には、免責という要素をあまり考慮せず、執行手続中に債務者が免責を受け、さらに相続が発生するという事態は想定しなかったのではないかと推察される。

破産者の実態としては、破産後も自宅に住み続けたいという需要も存在するはずで、これは親族などの協力を得て競売をするなどの手法が多用されてきたものと推察される。

担保権者・債権者にとっては、債権が回収できれば誰が落札するかは関心がないはずであり、債務者の入札可否が政策的配慮によるものだとするならば、近年の破産や執行をめぐる環境が変化したことを受けて政策が変更されることがあってもよいのではないだろうか。ドイツ法のように、債権者の請求額を満たす金額以上であれば、債務者の入札が可能とする方法も、合理的に思われる。

本件の相続人兼買受人が、債権者の財産をどのように相続したのか、当該不動産に所有権を有していたのかなどの子細な状況が不明であることから、本決定の射程も図りかねる点がある。

本件が担保権執行だったことも留意が必要である。通常の強制競売では、債務者が買受人となって競売不動産の所有者となると、残債務のために当該不動産が再び執行の対象となり、手続が反復する恐れがあるが、担保不動産競売では、競売に伴い抵当権が消除されるので、そのような恐れはない。このことが、相続人に買受けの資格を認めることができた要素であろう。また本件においては、Xをはじめとする相続権者間で、遺産分割協議が完了しておらず、当該不動産の所有名義人

も確定していない可能性がある特殊な状況である¹⁴⁾。このことから、本件の判断が債務者・所有者本人の競売参加資格の有無の議論として一般化できるかどうかは疑わしく、射程は限定的である。とはいえ、本件決定によって、破産免責を得た債務者の相続人は、相続財産に設定された抵当権の実行のための競売に、買受人として参加することができることになり、執行実務には影響が生じるものと思われる。

本件は、破産後の債権が自然債務となるのかどうか、自然債務が相続の対象となるのかどうか、破産免責後に生じた相続の対象財産の範囲について、さらには、破産者本人が強制競売の買受人として参加することを禁ずることの政策的意義について考える契機となりうる事例である。

●注

- 1) 鈴木忠一ほか編『注解民事執行法(2)』(第一法規、1984年)478頁[大石・坂本]。
- 2) 山本和彦ほか編『新基本法コンメンタール民事執行法』(日本評論社、2014年)211頁[伊藤智和]。
- 3) ドイツZVG(強制競売法)68条3項「債務者又は新たに土地の所有者となった者が競売を申し出たときは、債権者は、その請求額の償却のために支払いにより決済されるべき額を限度として担保提供を要求することができる」、中野貞一郎『ドイツ強制執行法』(1976年、法務資料426号)148頁。
- 4) オーストリアEO(競売管理法)180条、有紀新『オーストリア強制執行法』(1975年、法務資料421号)99頁。
- 5) 伊藤真ほか編『条解民事執行法』(弘文堂、2019年)688頁。
- 6) 大阪高決昭57・4・1判時1052号83頁。
- 7) 浦野雄幸編『条解民事執行法』(商事法務研究会、1985年)310頁、伊藤ほか・前掲注5)条解689頁。
- 8) 東京高決昭59・6・13は、68条はむやみに拡張するべきでなく、連帯保証人には類推適用されず、連帯保証人も買受人となることができると判示した。
- 9) 前掲注2)新基本法コメ212頁。
- 10) 伊藤ほか・前掲注5)条解689頁。
- 11) 島津一郎ほか編『基本法コンメンタール相続法〔第4版〕』(日本評論社、2002年)135頁。
- 12) 竹下守夫編『大コンメンタール破産法』(青林書院、2007年)1086頁、債務者が債権者に破産によって迷惑をかけたとして、自発的に弁済した行為は有効な弁済とみなすべきであり、不当利得として返還請求可能な非債弁済とはしないほうが望ましいとする。
- 13) 竹下・前掲注12)『大コンメンタール破産法』1086頁。
- 14) 令和2年2月本件『再現況調査書』における「関係人の陳述」欄の記載による。